

市議会報告

契約

市議会議員 松坂知恒

一 委託料

まず第1表を見ていただきたい。これは、広島市社会福祉事業団が運営する施設の維持管理業務にかかわる委託費の一覧である。施設の清掃や警備など九つの業務を民間業者に委託しているのであるが、その契約額を平成十年度と十一年度とで比較してみると警備費が四万二千円増額して九百四十三万円、空調設備保守点検費が三万二千円増額して七百九十二万八千円、構内電気交換機設備保守点検費が二千円増額して二十七万八千円である。他の六業務については、十年度と十一年度と同じ金額で契約している。一者随契とは、一者として交渉しなかった随意契約である。特命随契とも呼ばれている。一者随契は競争入札と比較して競争性が無いため高価格での契約になりがちである。

また第2表は別施設の業務委託契約の例である。十項目のうち二項目が増額となつていている。一項目が減額で他の七項目は前

年度と同額である。その内五項目が一者随契である。業務内容が、十年度と十一年度とで変わっていない場合もあるのだから、いかに言えないが、前年度と同額で契約しているケースは同一の業務内容で同一の業者との契約であろう。増額の場合は、業務内容の増加や人件費の上昇が原因である。その中で大きな減額となっている例もある。社会局のある施設で清掃業務の契約を入札で行なった結果、二千二百八十九万八千円から千四百八十六万六千円に減額されて八百三万二千円の経費節減が達成されている。これらの資料は十一年度の厚生・文教関係（病院、社会局、教育委員会）の決算審査において入手したものである。市立三病院や社会局は資料の提出に応じたが、なぜか教育委員会からの資料提出はなかった。十一年度の決算特別委員会（十二年十一月開催）での議論では病院、社会局、教育委員会それぞれから「業務委託契約については積極的に見直したい。」との答弁を引出した。

今般清掃、警備などの業務は民間業者間の競争が激しく、単価は低下傾向にある。しかし前述のごとく市の委託料はほとんど

どが横ばいまたは増額となっており、いか
に市の多くの職員が経費節減に消極的で
あるか、市当局が経費節減に無関心である
か資料が物語っている。
二・仕様については見直し
十一年度決算特別委員会の議論を受け
て、平成十二年十二月財政局契約部は物品
担当課長名で施設の維持管理業務の委託
料について見直しを図るよう各局、各区の
予算統括課長にあてて文書で指示した。そ
の内容は、各施設の実態に応じて施設維持
管理業務の仕様の見直しを検討せよとい
うものであった。さらに十三年二月に仕様
の見直し状況について文書で照会してい
る。その結果二百八十一業務のうちわずか
三十九業務について仕様の見直しによる
経費の削減が図られた。契約額で計四千七
百九十二万円の節約となった。これらは
清掃の作業回数や作業内容あるいは警備
の実施内容や実施回数の見直しである。
節減の最高額は中央市場における清掃回
数と清掃内容の見直しにより千百十七万
九千五百五十一円である。
これらの節約は一応の評価にあたいす
るものの、業務内容が減れば契約金額も減
るわけで当然のことである。十一年度の決

算審査で私が指摘した事項と少しポイントがずれている。つまり維持管理業務については契約の方法や交渉次第で、業務内容を低下させなくても経費の節減を図ることが可能であるというのが私の指摘であった。入札制度を取り入れ競争原理によつて契約額を低く抑えること、そして二百五十万円を超えない契約については随意契約を結ぶのであるが、この際複数者から見積もりを出させて競争原理をはたらかせることである。平成十三年度はまだ全庁あげての取り組みにはなっていないとのことであった。

三、平成十二年度の状況

平成十三年十一月十五日開催された平成十二年年度決算特別委員会の総括質疑で質問に立ち、広島市の所管する施設の維持管理業務について質した。財政局契約部によると平成十二年度の全契約件数は千九百五十七件、そのうち一者随契は八百三十三件でなんと四十二・六パーセントに及んでいる。また十一年度と十二年度とで契約金額が同一であった例は五百七件で二十

五、九パーセントにのぼった。競争原理が働いていない契約が四十パーセントを越えている。契約事務にあたる市職員の立場

に立てば、入札にかけたり見積もり合わせをしたりすることは事務量の増加である。それよりも例年通り同じ業務内容と同じ業者に同じ金額で請け負わせれば、契約事務は簡単である。第一に業者にいい顔ができるではないか。経費節減に努力しても誰もいい顔はしないのであるから、結局契約の四分の一が、同一業務を同一金額で同一業者に請け負わせる結果となっているのである。

地方自治体の契約については、地方自治法第二三四条に取り決めがある。そこには「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とあるのみで一者随契、または特命随契という用語は無い。さらに地方自治法施行令にも無い。そして広島市契約規則（以下契約規則）にも無い。契約規則第二二条の二によると予定価格が二百五十万円を超えない場合は入札によらず随意契約によることができる。しかしながら契約規則第二四条には「随意契約をしようとするときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。ただし、緊急を要するとき、その他特別な理由があるときは、こ

の限りでない。」と見積もり合わせをとる。ことが明確に規定されている。一者随契は広島市契約規則に違反しているのではとの質問に対し、財政局は規則違反ではないと突っぱねた。これには、昭和六二年三月二〇日最高裁での判例が引き合いに出されていている。少々長くなるが、抜粋する。「競争入札の方法によること自体が不可能または著しく困難とは言えないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約の締結をする」という方法をとるのが、当該契約の性質に照らし、又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当するものとと解すべきである。」それならば施設の清掃や警備業務を委託する場合、委託するにふさわしい資力、信用、技術、経験等を有する相手方は一者しかいないのであろうか。

広島市の施設管理業務のうち四十二・六パーセントの業務はたったの一者しか委託するにふさわしい業者がないと判断さ
れているのである。百者を吟味検討して一
者しか適当でないかと判断したのであれば
なるほど適当であろうが全く吟味せず前
年と同じ業者に委託することが果たして
妥当であるか。大いに疑問である。
四、ぬらくらとした答弁
それではどのような業務が一者随契を
選択せざるをえない業務なのか教えてほ
しいとの質問には、調べていないので答え
られないとのことであった。財政局に契約
部という名の部署があるが、名ばかりで広
島市の契約については何も把握していな
い。契約を締結した担当者しか契約の中
身は判らないのだ。
五、同一業務、同一金額で契約した例が二十
した。契約規則の第一六条の二によると
「予定価格は、契約の目的となる物件また
は役務について取引の実例価、需給の状況、
履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短
等を考慮して適正に定めるものとする。」
とある。たとえ一者随契の場合であっても
市が毎年適正に予定価格を定めさえすれ

ば、同一金額での契約になるはずが無いと
迫ると、平成十年度と十一年度とで予定価
格は据え置かれましたと私の指摘を全く
意に介さない答弁である。財政局の答弁に
は旧弊を改めようという意志は感じられ
なかった。
五、履行されていない履行確認
エレベーターを設置する場合、入札で契
約するが保守点検についてはメーカー系
のエレベーター点検業者が以後一者随契
で維持管理契約を締結しているがその単
価は一般に高い。一者随契だから高いので
ある。しかし独立系というメーカー系列で
はないエレベーター点検業者も数多くが
適切な営業をしている。一般に独立系は点
検費がメーカー系の二割ほど安い。見積も
りあわせをさせるだけでメーカー系は価
格を下げてくる。このような情報すら広島
市の誰も知らないのだろうか、職業別電話
帳が手元に有れば電話一本で見積もりが
取れるはずだ。
ある市立病院の事務部長に経費節減の
話をすると、他の公立病院の清掃業務を入
札で業者に安価で引き受けさせたために
院内が汚れて修復に大金がかかった。安か
ろう悪かろうでは話にならないと言った。

しかし地方自治法第二三四条の二には「普通地方公共団体の職員は契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査をしなければならぬ」とある。これは履行確認とあって契約金の給付の前に必要な確認である。話の通りとすれば他の公立病院はこの履行確認を怠ったのであり、この事務部長は履行確認をせずに契約金を給付したことに何らの疑問も抱いていないことになる。契約金額が安価であつても検査にあたる職員が履行確認さえ怠らなければ市に損失は生じないのである。履行確認についての疑問が決算審査書に監査委員の指摘事項として掲載されていた。安佐南区にある環境局所管の施設の清掃業務について委託内容の履行確認者が本庁勤務の職員になつていたというのである。履行確認は当該施設の職員がやつていたのかあるいは誰もやつていなかったのかどちらかであろう。これを委員会で指摘すると、環境局は「本庁勤務の履行確認者が清掃業務の度に安佐南区へ履行確認に行つておりました。」としゃあしゃあ」と答えた。この答弁を聞いていた監査事務局長のあつげにとられた表情が忘れられない。

結局広島市は経費節減の太鼓をたたいてはいるが、すべき努力を払っていないのである、職員のみならず財政局長、企画総務局長などの市幹部にも経費節減に對する認識は希薄であることが十二年度の決算審査にて判明した。結局市職員と業者が笑い、納税者たる市民がいつも泣くことになつてゐるのだ。